

◆ ケアマネジャーのための情報誌 ◆

ケアマネ SAPPORO

2011.8.1 発行

発行

札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

札幌市社会福祉協議会

自立支援部自立支援課

札幌市中央区大通西19丁目

札幌市社会福祉総合センター内

TEL 011-612-6110

FAX 011-613-5486

第71号

札幌市介護保険・福祉サービス
事業所ガイドブック

事業所ガイドブック (平成22年度版)



無料で差し上げます!!

会員限定 なの
じゃ

詳細は5ページをご覧ください。



介護サービス事業所の業務管理体制及び法令順守責任者の役割と実務

社会福祉法人 湊仁会 法人本部業務管理室
室長 神内 秀之介

法令順守責任者の役割と実務ということですが、まずは復習も兼ねて「介護サービス事業所の業務管理体制」について、簡単に説明したいと思います。

よくご存知な方で、当法人の業務管理体制についてご興味のある方は、次ページの「当法人の場合は」から始まる所まで飛ばしてください。

厚労省は、平成20年5月1日施行の「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律」で、都道府県知事などに対して介護事業者の業務管理体制に対する監督の方法を通知しました。

介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図ることを目的としたものでした。

この改正では、都道府県や市町村が介護サービス事業者の検査を実施する上での指針となる「業務管理体制確認検査指針等」について細かく示されました。

また、介護事業者の業務管理体制についても、行政の監督部局が事業者にとって不正行為の未然防止に努めるものではなく、事業者の責任による内部管理を前提とすることを強調したものでした。

事業者に対しては、施設の数などにより、みなし事業所を除く指定または許可を受けている事業所等の数（介護予防サービスも1カウント）が20未満の事業所については、法令遵守責任者の選任、20以上～100未満の事業所については、法令順守責任者の選任に加え、法令順守規程の整備、100以上の事業所のある法人については、業務執行の状況についての内部監査体制のなど、業務管理体制の整備と届け出を義務付けたものでした。

都道府県や市町村に対しては、事業者の本部に対する立入検査権を創設し、勧告、命令などを行うほか、不正事業者による処分逃れ防止のための対策として、

これまで事後届出制であったサービスにかかわる事業の休廃止届について、事前届出制に改められました。

また、指定取消処分を受けた事業者から当該者と密接な関係にある者への事業移行の制限も行うことを明示しているほか、連座制の適用や事業を休廃止しようとする場合でも、事業者は利用者などの継続的なサービス確保のための便宜の提供も義務付けているものでした。

「当該者と密接な関係にある者への事業移行の制限」とか「連座制」と聞くと、全国展開していた大きな会社が、この法の改正前に、消えていったことはセンセーショナルな出来事として、当時この仕事に従事されていた方ならもちろん、一般的にも大きな事件として皆さんの記憶に残っているのではないのでしょうか。

この事件で、ざっくりと全体に連座制を適用し、社会に与えた不利益についても考慮されたのかどうかわかりませんが、連座制については、法人の組織的関与の有無を確認することや適応範囲が、居宅・地域密着型サービスの場合、在宅系と居宅系で分かれる等の見直しが行われたのも特色かと思われます。

当法人の場合は、届け出当初75の事業所がありました。（現在は71事業所です）

ですから、届け出義務としては、法令順守責任者の選任と法令順守規程の整備の届け出をすればよい状態で、業務執行状況の監査体制の整備については、問われていませんでしたが、より確実にコンプライアンス体制を整備しようということで、法令順守規程に業務執行状況の監査体制として、内部実施指導の実施について盛り込み運用することとしました。

ちなみに当法人では、法令順守責任者を「業務管理室室長」とし、法令順守規程については、「業務管理室業務管理規程」としています。

規程の主な内容は、「介護保険法に基づくサービス事業所に対する業務管理体制の整備」「サービス事業所等の法制に関する相談窓口業務」「サービス事業所

等への介護保険法等関係の情報発信業務」「監督官庁へのサービス事業所等の手続き支援業務」「介護保険法等サービスの業務基準の作成と提示業務」「サービス事業所等に対する内務監査体制の整備」等となっています。

体制については、私一人では何もできないので、各事業所に1名ずつ「業務管理推進者」を任命しています。現在40数名います。

業務管理推進者の任命は、管理者の不正防止と次世代育成の観点から、管理者以外の者を任命することと定めています。

また、推進者には年に1回以上の事業所自己点検の実施と内部実施指導への参加を規程で義務づけています。

私の役割としては、規程にそった法人全体の運用管理と内部実施指導への参加・行政の指導監査等への立会いとそれぞれの指導結果について、法人内への水辺展開などを主な業務としております。

一度、コンプライアンス関係の事故を発生させると、事業の運営はもとよりご利用者様・ご家族様、働いている職員とその家族、そして関係機関及び社会一般に対しても大変ご迷惑をかけてしまいます。

そのような事態を招かぬよう、今後ともCSR経営を根底に業務管理体制の確実な運用に努めたいと思っています。



札幌市からのお知らせ

札幌市24時間地域巡回型訪問サービス事業について

札幌市では、平成24年度の介護保険制度の改正を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域において、在宅で安心して生活を継続するための効率的なサービス提供のあり方について検証を行うことを目的として、下記のとおり『札幌市24時間地域巡回型訪問サービス事業』を行います。

事業の実施に当たっては、公募により選定された民間事業者に事業の一部を委託して実施します。

1 事業の主な内容

①定期巡回訪問サービス

介護と看護が連携して、1回あたり概ね20分未満の訪問サービスを、必要に応じて1日3回程度提供するサービス

②随時の対応サービス

24時間対応可能なオペレーションセンターを設置し、利用者からの通報等に対応し、必要に応じて相談援助、医療機関への通報、随時の訪問サービス等を提供するサービス

2 事業の対象者

対象者は、札幌市内にお住まいの居宅要介護者です。

3 事業の実施期間（予定）

平成23年10月1日から平成24年2月29日

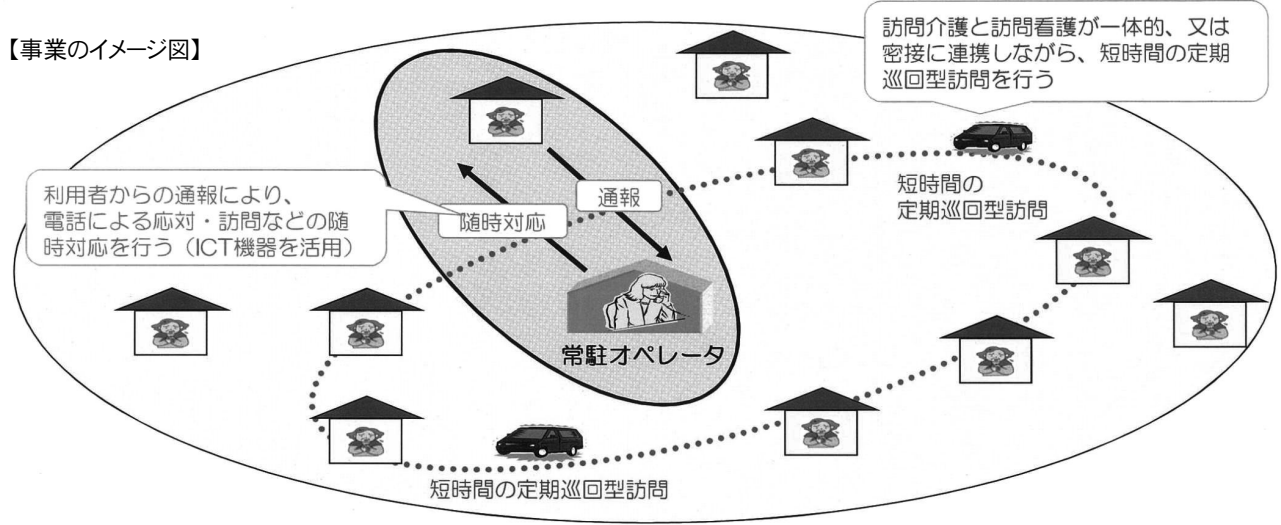
4 事業の実施地域

札幌市内の一部の地域で実施することを予定しております。8月中に決定する予定です。

5 問い合わせ先

札幌市保健福祉局保健福祉部介護保険課 事業指導係 ☎211-2972

【事業のイメージ図】



周知事項

札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局からのお知らせ

非会員の方の区支部研修会(定例会)参加費を1回2,000円に変更しました。

(以前は1回1,000円)

会員と非会員の差別化を図り、会員メリットの強化を目的とします。
 ※会員の皆さまにおかれましては、すべての区の定例会に何度参加しても無料です。
 気になる研修会がありましたらご参加ください。

※平成23年度札幌市介護支援専門員連絡協議会第2回理事会（6月15日）承認事項



特集

施設ケアマネからのメッセージ

施設における法令遵守について 特別養護老人ホーム札幌市稲寿園 施設福祉課長 蝦名 真

当園は、特別養護老人ホーム、短期入所、デイサービス、ホームヘルプサービス、居宅介護支援を実施しており、日々ご入居の皆様ならびに地域の皆様へ福祉サービスを提供しております。

今回、「施設における法令遵守」というテーマを頂戴し、原稿を寄せることとなりましたので、今一度その意味についていろいろと考えてみました。また、当施設・法人での取り組みについてもご紹介させていただきたいと思います。

施設で遵守すべき法令とは何でしょうか？「老人福祉法」「介護保険法」に始まり、実に種々様々な法令が関わっています。

私たちは施設を運営するという目的をもって日常の業務に当たっていますが、その目的とは何かと考えると、もちろん介護サービスを提供し、介護報酬を得ることが目的の一つであるといえましょう。

人員の配置や設備基準、介護報酬算定の要件などの面で法令を遵守せねばならない部分もちろん大切ではありますが、もっとも大切なのは入居者様、利用者様に対しての「介護サービスの提供」に関する部分こそがその本質だと思います。

サービスを利用される方々が快適に安心して生活ができるということは、上質のサービスが提供されることとイコールです。

そのためには、介護や相談に従事するスタッフが、自身の言動や行動が法にふれることは無いのか？と、常に自問自答する必要があります。何気ないスタッフ間の会話や、デスク等に何気なく放置した書類などからでも個人情報の漏洩に繋がる場合もありますし、ベッド柵の使い方やベッドの設置位置、車椅子の使い方からでも「身体拘束=虐待」に繋がってしまう場合もあります。

こうした何気ない事柄が法令に反するというのを、職員全体で理解し、普段から意識を共有しておく必要性があります。

また、全国老人福祉施設協議会が定めた倫理綱領に

も、『老人福祉施設は、わが国を豊かでやすらぎのある高齢社会とするために大きな役割を担っており、そこに働く私たちに、すべての国民から、大きな期待がよせられています。この期待に応えるためには、関係法令を遵守するだけにとどまらず、利用者に対しノーマライゼーションと人権尊重の理念に基づき、専門的サービスを提供する義務があり、社会の信頼に応えるために、公平・公正なサービスの実現に努める必要があります。』と定められており、ここにも法令の遵守が謳われています。

当園では、この綱領について全職員にパンフレットを配布し、感想文を作成するなどの取り組みを行いました。

その他、定期的に個人情報保護や虐待に関する施設内の独自研修を実施するとともに、部外研修に参加した職員によるフィードバック研修会などの実施に加え、法人が主催する研修においても、外部講師を招いての意識付けの講習会なども定期的に企画実施されています。

「慣れ」によって、知らず知らずのうちにいつのまにか起こってしまうこれらの問題を繰り返し喚起し、スタッフの教育を継続することによって未然に防止することが大切だと思います。

確かに、施設サービス利用の契約書ならびに重要事項説明書に「法令を遵守し～」という一文があり、契約の際には必ず利用者様に説明をさせていただいています。

しかし実際はどうでしょうか？正直言えば、説明する側も説明を受ける側も、この段階ではあまり深く意識はしていないのかな？と感じています。

なぜなら、「法は守るもの」であり「守って当たり前」な事が前提となっているからです。何かトラブルや緊急事態が発生したとき、初めて深くその意味を意識するのではないのでしょうか。

これもまた「慣れ」による感覚の慢性化かと・・・。そんな自身の反省も深める良い機会となりました。



知っ得伝説

先号では特定事業所加算の話をしました。今回は基本的部分『運営基準減算』とならない基本ルールについての知恵をつぶやきます。

運営基準減算の項目

1. 居宅サービス計画の新規作成・変更時に必要なこと
 - ・利用者の居宅を訪問
 - ・利用者及び家族に面接
 - ・サービス担当者会議の開催
 - ・居宅サービス計画書原案の説明と同意と交付
2. サービス担当者会議の開催が必要な時
 - ・居宅サービスを新規作成時
 - ・更新認定時
 - ・変更認定時
3. モニタリングに必要なこと
 - ・月に1回利用者の居宅を訪問・面接
 - ・結果の記録



ののこさん

確か『減算』って、北海道集団実地指導や指導監査などでよ〜く話ができる『1ヶ月目は所定単位数の70/100、2ヶ月目以後は所定単位数の50/100 特定事業所加算も算定できなくなる』って話ですか？



ロズさん

ところで、福祉用具の6ヶ月モニタリングって今はどうなったのかしら？

そう！これは大きい痛手！！

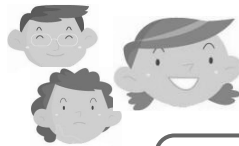


かんちゃん

今はそのルールはなし。制度が改定されるたびに頭がごちゃごちゃ混乱するよね。ところで、GHって支援2から入所できるって知ってた？



かんちゃん



知ってた

え〜。ちょっとGHとの関りがないと、こんなにも情報が分からなくなるんだね。情報交換って大切。

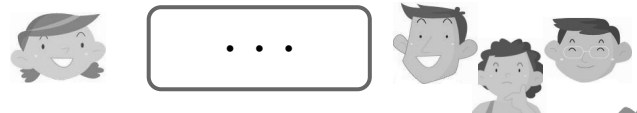


かんちゃん



ののこさん

入院中の方のモニタリングはどうしたらいいの？例えば、H23.7.20に入院しちゃって、訪問予定は7.23だったなんて場合。



指導監査の時、私たちが見ていることは、その事業所や職員さんがどれだけ適正に業務を推進しているか、真摯に対応しているかということです。
毎月、きちんと利用者宅を訪問してモニタリングしているかを見たと上で「特段の事情」となるかどうか判断できます。
普段から利用者やサービス事業者と連携をとってれば100%とはなりませんがおのずと情報は入ってきやすくなるものと受け止めています。



シークレット行政職員

会員限定

事業所ガイドブックを無料で差し上げます！

昨年に発行しました「事業所ガイドブック(22年度)」(定価2,000円)を本会会員の皆さまに無料で差し上げます。
受け渡しについては、事務局にて直接手渡しとなります。ご希望の方は、下記事務局までお立ち寄りください。 ※郵送は行っておりませんのでご了承ください。



なのじゃ

受渡し期間 2011年8月1日～ 在庫がなくなり次第終了

受渡し場所 中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター2F
札幌市社会福祉協議会自立支援課内(札幌市介護支援専門員連絡協議会事務局)
8:45～17:15(時間外になるときはご連絡ください。)
TEL 612-6110【担当:谷】



※平成22年度(昨年)に作成したガイドブックです。平成23年度最新版の発行予定はありません。

平成23年度第2回札幌市ケアプラン指導研修会 開催案内

介護支援専門員が在宅、施設それぞれの場で適切にケアマネジメントを行い、ケアプランを作成することができるよう支援し、もって介護支援専門員の質の向上を図ることを目的として開催いたします。



主催	札幌市
共催	札幌市介護支援専門員連絡協議会
日時	平成23年8月30日(火) 13:30~16:30 ※受付開始12:30
会場	札幌コンベンションセンター 大ホール 〒003-0006 札幌市白石区東札幌6条1丁目1-1 ※地下鉄東西線東札幌 徒歩8分 専用駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。
定員	750名
参加費	1,000円(会場費・資料代として)

講師	緩和ケアクリニック・恵庭 院長 柴田 岳三 氏
内容	仮) 緩和ケアの実際とケアマネジャーとしての心構え
申込み	対象事業所には別途ご案内しておりますのでご確認ください。事業所に所属していない方は本会ホームページをご覧ください。下記事務局までご連絡ください。

申込み締切日	平成23年8月12日(金)
問合せ先	札幌市介護支援専門員連絡協議会事務局 TEL 612-6110 FAX 613-5486

平成23年度「介護支援専門員受験対策講座」ご案内

介護支援専門員を目指されている方がおりましたら、ご周知くださいますようご協力お願いいたします。

主催	札幌市介護支援専門員連絡協議会
日時	平成23年9月10日(土) 10:00~16:30 9月11日(日) 9:30~16:30
会場	札幌市社会福祉総合センター 4階 大研修室 (地下鉄東西線「西18丁目」駅下車 徒歩3分) ※お車でのご来場はご遠慮ください。
定員	100名
受講料	10,000円 ※事前にお支払いいただきます。 (1日のみ受講の場合は6,000円)
その他	テキストは当日販売いたしません。 (五訂) 介護支援専門員基本テキスト(財長寿社会開発センター発行)に沿って講義を行いますので、事前にご準備いただき当日お持ちください。

内容	9月10日(土) 講義Ⅰ「居宅介護支援と居宅サービス」 講義Ⅱ「高齢者保健医療の基礎知識」 9月11日(日) 講義Ⅲ「介護保険制度」 講義Ⅳ「介護保険施設と高齢者福祉の基礎知識」
-----------	--



申込み	本会ホームページをご覧ください。下記事務局までご連絡ください。
申込み締切	平成23年8月31日(水)
問合せ先	札幌市介護支援専門員連絡協議会事務局 TEL 612-6110 FAX 613-5486

札幌市介護保険サービス事業所連絡協議会主催 平成23年度介護保険講演会のお知らせ

札幌市内の介護保険サービス事業所が相互に連携するとともに介護保険に関する情報を共有化し、もって介護保険のサービスの質を向上させるために開催します。

日時	平成23年8月12日(金) 13:30~15:00(受付13:00~)
会場	札幌市社会福祉総合センター 4階 大研修室 (中央区大通西19丁目地下鉄東西線「西18丁目」駅下車 徒歩3分) ※お車でのご来場はご遠慮ください。
定員	300名
参加費	無料
講師	仙台楽生園ユニットケア施設群 総括施設長 佐々木 薫 氏
内容	「地域連携、逆転の発想」~自分の家、みんなの街として~
申込み方法	下記事務局まで電話またはFAXでお申し込みください
申込締切日	平成23年8月5日(金)
お問合せ	札幌市介護保険サービス事業所連絡協議会事務局 TEL 612-6110 FAX 613-5486

札幌市ボランティア研修センター主催

高齢者虐待の対応を学ぶ研修会《在宅コース》

高齢者への虐待を正しく理解し、対処方法について演習を通じて深めることで、日頃の実践場面で少しでも役立てることを目的とします。

日時	平成23年10月7日(金) 10:00~16:00
場所	札幌市ボランティア研修センター第1研修室
定員	30名
受講料	1,000円
参加対象	在宅ケアマネジャー及び地域包括支援センター職員
講師	厚別区第2地域包括支援センター長 石崎 剛 氏
テーマ	「高齢者虐待の理解と対応について」
申込み方法	下記申込み先まで電話またはFAXでお申込みください
申込締切日	平成23年10月4日(火)
申込み先	札幌市社会福祉協議会ボランティア研修センター (札幌市中央区北1条西9丁目リンケージプラザ2F) 《必要事項: 研修名・氏名・性別・年齢・所属・連絡先・住所》 TEL 223-6005 FAX 261-8881

ケアマネ日誌 Vol.49

宏友会指定居宅介護支援事業所 土谷 美智子



今夜は七夕で織姫と彦星の一年に一度の再開の日。昨年とは違った思いで星空を眺めている人たちが大勢いらっしやるのでしょうか。

出会いといえば、最近二つのことが心に残っています。一つは日曜劇場「JIN-仁-」です。

ご覧になっていましたか？ 弱さを抱えている現代の脳外科医である仁が幕末にタイムスリップし、自分の置かれた環境の中で最大限の努力をして周りの人を助け、助けられ、思いやり、思いやられ・・・と、美しい江戸の町の人々の気高さや優しさや真実の愛を強く感じさせてくれるドラマでした。

仁が試練のときに「神は乗り越えられない試練は与えない」という言葉に困難な事例を思い浮かべては勇気付けられ、「無いものを嘆く」のではなく「与えられている物に着眼する」態度に、嘆いてばかりでなく前を向いて頑張ろうと学び、最終回で仁が現代に戻ったあとで、仁を支え苦勞をともにした江戸の人たちが、仁の記憶を無くしていたのは切なかったけど「忘れる」というのは神が与えてくれた贈り物かもしれないと思ったり。素敵な物語の出会いでした。

二つ目ですが、「地域包括が手話のできるケアマネを探しているのだけど」と、近隣の居宅介護事業所から私のところに電話があったのですが、“住所”と“筆談が出来ない”という2つの情報だけでした。

電話を切ってから、知り合いのケアマネジャーが手話が出来ると思い出し、彼女にさっそく電話をかけたところ「正式に手話を習ったわけではないけど、この機会に勉強するわ」と、快諾してくださったのです。

私は困難なことは出来るだけ避けて通りたい性質なので、より良い自分になっていこうという志の高さや

無条件で受けるという姿勢に感銘を受けました。

又、ケアマネどうしの繋がりも嬉しく思いました。

ケアマネの仕事は疲れる部分が多いですが、それでも人と人を繋ぐ仕事なので、利用者の方を取り巻く様々な環境の中で人との出会いがあり、価値観や考えが広がる魅力的な仕事でもあると思います。

“若年認知症の家族会”との出会いも62歳のアルツハイマーの女性との出会いがきっかけでした。

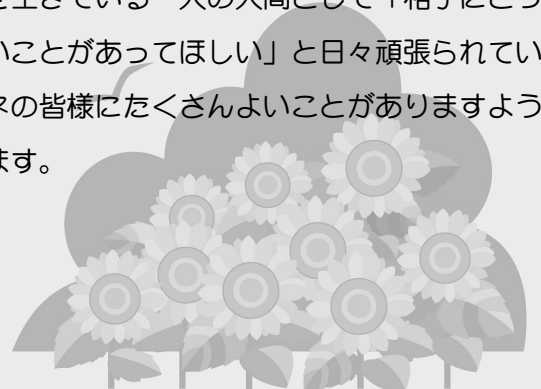
「私、こんなになっちゃって…」と涙で訴えられ、何も言うことが出来なかった。ご本人の訴えにどう対応したらよいか、ケアの知識と技術を学びたいと思っていた矢先、サポート会員（C会員）として入会できると知り、入会させていただきました。

今年の2月からはサポート会員の学習・交流の場として「ひまわり塾」で若年に特化した制度や本人支援の為の学習を実践的に行っています。

ここでの医師や医療関係者、介護関係者、家族、本人など多くの人たちの織り成すいくつもの物語の中には苦勞と涙以上に、やさしさや喜びが多く含まれていると感じることが多いです。笑顔になって帰る自分を発見し、力をいただいています。

興味のある方、ぜひ参加してみませんか？

今日も大切な出会いがあるかもしれませんね。同じ時代を生きている一人の人間として「相手にとって何かよいことがあってほしい」と日々頑張られているケアマネの皆様がたくさんよいことがありますようにと願います。



掲示板コーナー

非会員の方は、参加費1回2,000円とさせていただきます。ご了承ください。
会員の皆様は従来どおり無料です。(所属する区支部以外への参加も無料です)
「未定」の支部に関しては、適宜ホームページにてご確認ください。
また、区支部に所属する会員については、別途ご案内いたします。

● 中央区支部定例会

日時	8/23(火) 18:30～《他区支部参加可》
会場	リンケージプラザ 3階会議室
テーマ	消費者被害防止について(予定)
内容	講義形式
講師	札幌弁護士会 消費者保護委員会所属弁護士
お問合せ	本会事務局 ☎ 612-6110

● 北区支部定例会

日時	9月中旬《他区支部参加可》
会場	北区民センター
テーマ	(仮)適切な福祉用具の選定、住宅改修
内容	訪問指導の実践から、介護支援専門員への福祉用具選定や住宅改修のアドバイス
講師	札幌市身体障害者更生相談所 理学療法士
お問合せ	本会事務局 ☎ 612-6110

● 東区支部定例会

日時	未定
テーマ	未定
※	詳細が決まり次第ホームページまたは当該支部に所属する会員宛に別途ご案内いたします。
お問合せ	本会事務局 ☎ 612-6110

● 白石区支部定例会

日時	8/30(火) 18:30～《他区支部参加可》
会場	白石区民センター 視聴覚室
テーマ	効果的な会議の進め方
内容	講義
講師	㈱アムリプラザ 取締役 岡山 洋一 氏
お問合せ	本会事務局 ☎ 612-6110

● 清田区支部定例会

日時	未定
テーマ	未定
※	詳細が決まり次第ホームページまたは当該支部に所属する会員宛に別途ご案内いたします。
お問合せ	本会事務局 ☎ 612-6110

● 南区支部定例会

日時	未定
テーマ	未定
※	詳細が決まり次第ホームページまたは当該支部に所属する会員宛に別途ご案内いたします。
お問合せ	本会事務局 ☎ 612-6110

● 厚別区支部定例会

日時	①8/26(金) 18:30～ ②9/2(金) 18:30～《他区支部参加可》
会場	①②厚別区民センター 2階大ホール
テーマ	①テーマ未定(MSWとの合同研修) ②事例検討会
内容	①MSWとの連携を中心にした研修 ②Wノリコの、つなぐソーシャルワーク
講師	①なし ②津幡町地域包括支援センター 社会福祉士 寺本 紀子 氏 上荒屋クリニック介護相談センター 主任介護支援専門員 馬渡 徳子 氏
お問合せ	本会事務局 ☎ 612-6110

● 豊平区支部定例会

日時	9/14(水) 18:30～《他区支部参加可ケアマネ限定》
会場	豊平区民センター 第1・2会議室
テーマ	介護報酬算定あれこれ
内容	日頃のケアマネ業務の中で気をつけなければならない点について学ぶ
講師	札幌市介護保険課 介護給付・認定係 八木谷 公一 氏
お問合せ	本会事務局 ☎ 612-6110

● 西区支部定例会

日時	8/11(木) 18:30～20:30《他区支部参加可》
会場	西区民センター 第1・2会議室
テーマ	リハビリとの連携
内容	自立支援を目的とした機能訓練の実際 ケアプラン作成や事業所との連携等について学びます。
講師	医療法人高橋脳神経外科病院 理学療法士 鷲尾 健太 氏 介護老人保健施設エル・クォール平和 作業療法士 乙坂 道子 氏
お問合せ	本会事務局 ☎ 612-6110

● 手稲区支部定例会

日時	9月中旬 18:30～
会場	手稲区 区民ホール
テーマ	訪問看護ステーションとの連携
内容	講話とグループワーク
講師	はまなす訪問看護ステーション 山本所長 協力：札幌手稲訪問看護ステーション ピラコモンズ訪問看護ステーション
お問合せ	本会事務局 ☎ 612-6110



最新情報は、ホームページ <http://www.sapporo-shakyo.or.jp/nursing> でご覧ください。